

# JBCF2023 規程

《JET/JFT/JYT/JMT》

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

2023.12.1 版

## (1) 総則・資格

### 第1条（趣旨）

本規程は、JBCF2023 の加盟および運営に関して以下を目的とし定める。

1. JBCF2023 レース内外における選手・チームスタッフの公平性
2. コミッセルおよび大会運営に係る関係者等の遵守事項
3. 加盟登録に関する手続きの明確化

### 第2条（基本規則）

1. JBCF は JCF の加盟団体であり、JBCF 大会は原則として、JCF 競技規則に準じて開催される。
2. JBCF に加盟登録する選手は、JCF 競技規則の内容を理解し、遵守すること。
3. 第1項に加え、大会特別規則を定め当該大会独自の運用を行う場合がある。

### 第3条（用語の定義）

本規程で使用する語の定義は、以下（JBCF2023 規程第2条に記載）の通り定める。

1. JBCF : 一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI : 国際自転車競技連合
3. JCF : 公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. 学連 : 日本学生自転車競技連盟
5. 高体連 : 公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
6. カテゴリー : JBCF における走力や年代別および性別による競争の区分を指す。区分は以下7～11の通り。
7. JPT : Jプロツアー
8. JET : Jエリートツアー
9. JFT : Jフェミニンツアー
10. JMT : Jマスターズツアー
11. JYT : Jユースツアー
12. カテゴリー : 各暦年中に達する、UCI/JCF 規則による年齢。  
区分は以下13.～14.および別表①の通り。
13. ユース : 下表に掲げる2007年以降生まれの選手（参照：別表①）

U13	12歳以下 (2011年以降生まれ)
U15	13歳および14歳 (2009年および2010年生まれ)
U17	15歳および16歳 (2007年および2008年生まれ)

※U13 においては、JBCF への加盟登録はできない。

14. ジュニア : 17 歳および 18 歳に達する (2006 年および 2007 年生まれ) 選手。
15. 年度 : 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日
16. 規程 : 当該年度の JCF/UCI 規程、JBCF 規程を指す。
17. チーム : 4 名以上の同一属性を指す。

## (2) 登録・ライセンス・参加ツアー・申請・移籍・保険等

### 第 4 条 (競技者ライセンス)

JBCF へ登録する選手は、JCF 競技者ライセンスまたは、UCI 競技者ライセンスのいずれかを保持し、後述する所定の手続を行うこと。

### 第 5 条 (選手のチーム所属)

1. 選手は原則として JBCF の正式な加盟登録チームの所属選手として加盟登録されなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。
2. 選手は、2023 年度中に複数チームに同時に所属することはできない。
3. 対象チームは、本規程に則り登録した全チームとする。
4. 本規程の対象選手は前項のチームに所属し、規程により加盟登録を完了した者 (以下「選手」という。) を指す。

### 第 6 条 (各ツアー参加ライセンスおよび年齢制限等)

各ツアーに参加する選手の UCI または JCF ライセンスおよび年齢制限は以下の通り。

1. JPT : 17 歳以上 (2006 年以前生まれの選手)  
ライセンス→ME、MU23、MU19  
JET : 17 歳以上 (2006 年以前生まれの選手)  
ライセンス→ME、MU23、MU19、MM  
JFT : 15 歳以上 (2008 年以前生まれの選手)  
ライセンス→WE、WM、WU23、WU19、WU17  
JMT : 30 歳以上 (1993 年以前生まれの選手)  
ライセンス→MM  
JYT : 13 歳から 16 歳 (2007 年～2010 年生まれの選手)  
ライセンス→MU17、MU15
2. ジュニア男子 (MU19) は原則 JET への登録とする。  
但し JPT に属するチームへ加入した場合はこの限りではない。
3. マスターズライセンス (MM) を所持している選手は、JMT、JET を選択できるが、二重登録は不可とし、年度登録したツアーのみに参加ができる。但し、JMT を選択した選手は当該ツアーが開催されない大会においては、原則として自身が属するカテゴ

リーの JET にオープン参加することができる。なお、JET におけるカテゴリーを保有していない選手は、E3 への出走とする。

4. ユースライセンス (MU17,15) を所持している選手は、JYT のみに参加ができる。但し、U17 に限り当該カテゴリーが開催されない大会においては、原則として自身が属するカテゴリーの JET にオープン参加することができる。なお、JET におけるカテゴリーを保有していない選手は、E3 への出走とする。

#### 第7条 (JPT2023 選手の個人資格)

1. JPT への加盟登録については、別途定める「J プロツアー2023 規程」(以下、JPT 規程という)を参照すること。
2. 「J プロツアー 2023」ライダーステータス(個人資格)に該当しない選手が加盟登録を希望するときは、チーム代表者から、JPT 規程に則り申請すること。

#### 第8条 (高等学校、高等専門学校および大学チームの登録)

1. 高体連に加盟登録をしている高等学校等(以下、学校等という。)のチームならびに学連に加盟登録をしている大学等(以下、学校等という。)チームは、各学校等の競技部単位で JBCF へ加盟登録をすることができる。  
また、高体連加盟登録している学校等を除き、各学校等と JBCF 所属チームが異なる場合も認める。  
いずれの登録においても、予め当該学校長の承認を得ていることが望ましい。
2. 高体連および学連に加盟登録していない学校の選手は、他の JBCF 加盟登録チームの選手として登録することが出来る。
3. 高体連に加盟をしている高等学校等に限り、1 チーム 1 名からの登録を認める。

#### 第9条 (加盟登録方法)

1. チームは、JBCF が指定する期間内に、自らシステムを用いて、チームおよび選手の加盟登録手続きを行うこと。
2. JBCF への加盟登録は、チーム単位で行う。
3. 登録後、選手またはチームスタッフ等に変更があった場合、速やかに JBCF 所定の方法により届け出ること。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

#### 第10条 (加盟登録の有効期間)

加盟登録は、当該年度中に限り有効とする。但し、以下の通りとする。

1. 2023 年度中に手続きを行ったときは、加盟登録日から有効期間が開始する。
2. 登録申請を行ったチームに関し、JBCF の判断により登録を許可しない、あるいは、取り下げた場合、有効期間が残存していても、即時終了する。
4. チームへの所属関係が消滅したときは、別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、

原則として、有効期限が残存していたとしても加盟登録期間が終了する。

#### 第11条（申請）

1. 2023年度の申請期間は、2023年1月15日から1月31日までとする。但し、JCFライセンスを取得している選手は、2023年2月1日から2023年最終戦の2週間前までの間、追加申請をすることができる。
2. JPCA登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」として申請する。
3. チームは、所属選手を4名以上揃えて、申請することとする。  
やむを得ず2名以上4名未満となる場合は、JBCFが加入手続きを行う保険の適用範囲がJBCF公式レース中のみに限られることをチームが予め同意したものとみなす。
4. チームは、18歳以上のチーム代表者を選任のうえ、申請手続きを行う。
5. チームは、以下のいずれかの資格を有する者をスタッフとして登録する必要がある。
  - (1) JCF公認チームアテンダント
  - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員、UCIの認めるコーチおよびスポーツディレクター資格
6. チーム名の年度内の変更は原則として認めない。但し、JBCFが許可した場合はこの限りではない。

#### 第12条（会費）

会費は、以下の通りとする。

1. チーム代表者は、JBCF所定のうち自らが選択した支払方法に基づき、JBCFに対し下記①②の費用を納入すること。なお、決済手数料は各チーム負担とする。JPTチームは、JPT規程を参照のこと。
  - ① チーム年会費（消費税不課税）  
JET2023、JFT2023、JMT2023、JYT2023 チーム年会費
    - (1) 原則：15,000円  
運営母体が同一の場合でも、チーム年会費はチーム単位で納入すること。
    - (2) 高体連チーム：5,000円
  - ② 選手年会費（消費税不課税・保険加入料含む）  
JET2023選手、JFT2023選手、JMT2023選手、JYT2023選手
    - (1) 原則：10,000円／人  
なお、競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となる。
2. 選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録がなされ、JBCF公式レースへのエントリーが可能となる。
3. JBCFは、チーム代表者が申請期間中に会費の支払いを完了しなかったことにより、選手がJBCF公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何らの責任も負わない。

4. チームは納入した会費について、JBCF に対して返金を求めることができない。
5. チーム年会費および選手年会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものであり、消費税不課税となる。

#### 第 13 条 (ジャージ登録)

1. チームは、単一デザインのジャージをシステム上で登録する。選手は未登録のジャージを着用して JBCF 公式レースで出走することは原則不可とする。
2. 前項に拘らず、上下一体型のワンピースやスキンスーツ等の場合は既に登録したセパレート式ジャージと単一のデザインとみなし、選手の出走を認める。
3. チームは、同一チーム内における男子と女子で異なるデザインのジャージを登録することはできない。

#### 第 14 条 (移籍)

1. 選手は、1 シーズン 1 回に限り、移籍元チームと移籍先チームの双方の代表者の合意により、チームを移籍することができる。
2. 年度中の移籍は、システム上で移籍元チームが対象選手を退会させた後、移籍先チームが対象選手を自チームの選手として登録することにより完了する。
3. 前項により移籍した選手は、移籍後にエントリーが完了したレースから移籍先チームの所属選手として出走することができる。
4. UCI 登録チームは、移籍および脱退について UCI の定めに従う。
5. JBCF は移籍に関する争いには、一切関与せず責任を負わない。双方のチームが自らの責と費用において、速やかに解決することとする。

#### 第 15 条 (資格停止および退会)

1. チームは選手の退会を随時行うことができる。
2. JBCF はチームまたは選手が本規程に違反した場合は、当該チームまたは選手の資格停止または退会を行うことができる。

#### 第 16 条

JBCF は加盟登録手続きが完了した選手に対し、以下の保険加入手続きを行う。

1. スポーツ安全保険 (対象期間：加盟登録手続完了後 2 週間経過した日もしくは 2023 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から 2024 年 3 月 31 日まで)
2. レクリエーション傷害保険 (対象期間：加盟登録手続完了日の翌日もしくは 2023 開幕戦が開催される日のいずれか遅い日から 2023 年最終戦まで)

## 5. 規則・競技運営等

#### 第 17 条（競技規則）

開催形態を問わず JBCF が開催するレースは、原則として全て最新の UCI、JCF 競技規則、ならびに JBCF2023 規程および JBCF 大会特別規則によって開催される。なお、JCF 規則に重複しない限りにおいて UCI 規則を準用することがある。

#### 第 18 条（ペナルティ）

1. レースで発生した全てのペナルティは、原則 UCI/JCF 規則に則り、リザルトまたはコミュニケに記載し、会場、JBCF のウェブサイトまたは SNS 等にて掲示する。  
また、2023 年は通年 1 スイスフラン=150 円の換算とする。なおシーズン中、同レースの振れ幅が 10%乖離した場合は適宜見直すこととする。
2. 前項のペナルティとして罰金を科された選手が所属するチームの代表者は、JBCF に対し、罰金を支払わなければならない。この支払が完了しないかぎり、当該選手は次回以降のレースに出走することができない。
3. 当該支払い方法は、JBCF システムから支払うこと。大会会場では告知のみとし、原則現金譲受を行わない。

#### 第 19 条（レース日程等）

1. JBCF は、JBCF 公式レースの開催日、時刻または開催地を変更するやむを得ない特別の事情があるときは、JBCF のウェブサイト等に掲示することにより、開催の日時または場所を変更することができる。
2. JBCF は、悪天候、地震等の天災地変、感染症の影響、または公共交通機関の不通その他 JBCF またはいずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により JBCF 公式レースが開催不能であると判断したときは、JBCF のウェブサイト等に掲示することにより、当該レースを中止とすることができる。この場合、JBCF は、理由の如何を問わず、大会エントリー費および年会費をチームに返還することを要しない。

#### 第 20 条（使用機材）

使用機材は、原則 UCI および JCF の規則に適合していることを要する。

#### 第 21 条（ギア比制限）

1. ユース（U17,15）の選手のギア規制は、JCF 規則に準ずる。選手は、最新の JCF 競技規則集に記載のギア比制限の表を参照のこと。
2. 前項におけるギア比制限を課せられた年齢の選手が 6 位以内に入賞したときは、レース後にギア比の検査を受ける義務がある。

#### 第 22 条（オンボードカメラ）

1. 選手は、レースでの走行中に“自転車に固定されたオンボードカメラによる”静止画および動画等の撮影をすることができる。
2. 前項の選手がオンボードカメラを装着する場合は、大会当日はカメラを装着した状態で検車（バイクインスペクション）を受ける必要がある。
3. 選手は、撮影した静止画や動画を、UCI 倫理規程（[http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Code-of-Ethics\\_20181101.pdf](http://jcf.or.jp/wp2012/wp-content/uploads/downloads/2018/12/Code-of-Ethics_20181101.pdf)）最新版に準じ、他選手の肖像権に十分な配慮を行った場合に限り、SNS 等で公開する事ができる。但し JBCF がその内容を不適切と判断した場合、選手及びチームは速やかに当該静止画および動画の削除に応じなければならない。なお、これらの静止画や動画が元となって生じたトラブルについて、JBCF は一切その責を負わない。

#### 第 23 条（選手のライセンスコントロール）

1. 選手はレースに参加するため、JCF 競技者ライセンスまたは国際ライセンスを携帯し、ライセンスコントロール時に提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、今年度において有効であることが確認できれば良い。
2. 前項の確認が出来ない場合、下記事項の確認を経た後、参加することができる。
  - (1) 各都道府県車連の受領印がある申請書の控えを提示した場合
  - (2) 自動車運転免許証などの写真入りカード式 ID による本人確認が可能であり、かつライセンス不提示のペナルティを支払う場合
  - (3) JCF 競技者ライセンスを申請済みであることの証明書またそれに準じる内容を提示した場合
3. JBCF は、前項が確認できた選手に対して、計測タグとフレームプレートを貸与し、ボディゼッケンを配付する。

#### 第 24 条（チームスタッフのライセンスコントロール）

1. チームスタッフのうち、補給（飲食料、機材）を行う者、レース随行車両を運転する者、マネージャーミーティングに出席する者は、ライセンスコントロールにて、以下のいずれかを提示しなければならない。なお、提示は現物である必要はなく、前条第 1 項および第 2 項に準じる。
  - (1) JCF 公認チームアテンダント登録証
  - (2) 日本スポーツ協会自転車競技公認コーチ各級、同公認自転車競技各級指導員証、UCI の認めるコーチ有資格者証
2. レースエントリー時に前項 (1) (2) いずれかの資格を有するチームスタッフの帯同を、1 名以上必須とする。

#### 第 25 条（ゼッケン番号等）

1. JBCF は、選手に対し、大会ごとに計測タグとフレームプレートを貸与する。



2. 前項のフレームプレートを変更することは不可とし、やむを得ず使用不能となった際は、すみやかにJBCFに対して再交付を申請すること。なお、計測タグおよびフレームプレートを紛失したチームまたは選手は、JBCFに対し係る弁償として実費を納めること。

#### 第26条（出走サインおよびバイクチェック等）

1. UCI および JCF 規程に則り、レースに出走する選手は、大会実施要項またはテクニカルガイドで定められた時間内に JBCF が用意したサインシートに自署すること。
2. 前項のサインシートに自署するときは、機材（自転車の寸法、重量等）、服装および装備（ヘルメット、ウェア、ボディゼッケン、フレームプレート、計測タグ等）の検査を行うため、出走できる状態で臨むこと。

#### 第27条（スタート時のラインナップ等）

1. スタート時の紹介およびスタート位置は、以下の通りとする。なお、シーズン初戦は、前年度の最終結果を適用する。
  - (1) JET2023
    - ① エリートリーダージャージ着用選手：選手紹介、インタビュー、最前列からのスタート
    - ② クリテリウムリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート ※クリテリウムレースのみ。
    - ③ ヒルクライムリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート ※ヒルクライムレースのみ。
    - ④ U19 リーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
    - ⑤ 年間総合ランキング1位チーム所属選手：チーム紹介、2列目からのスタート
  - (2) JFT2023
    - ① フェミニンリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
  - (3) JYT2023
    - ① ユースリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート
  - (4) JMT2023
    - ① マスターズリーダージャージ着用選手：選手紹介、最前列からのスタート

#### 第28条（飲食料の補給）

1. チームスタッフのうち補給ゾーンにて飲食料の補給を行う者は、所属するチームのジャージまたは他チームとの識別可能なチームウェア等を着用し、補給に必要な最低限の物のみ携帯すること。
2. 前項における補給員の数は、出走選手数が2名以下の場合は1名につき1名以下、3

名以上の場合は3名以下とする。

#### 第29条（機材の補給）

機材補給の可否は、大会ごとに記載される特別規則等において規定する。

#### 第30条（ニュートラルサポート）

1. ロードレースにおけるニュートラルサポートは、原則以下の通りとする。
  - (1) JET2023 (E1)、JFT2023
2. 他レースへの適用については、大会実施要項または大会特別規則等で発表する。

#### 第31条（貸与物の返却）

1. 選手は、JBCF に対し、競技終了後すみやかに、以下の貸与物を返却する。
  - (1) 計測タグ
  - (2) フレームプレート
2. 前項の貸与物を返却しなかったチームまたは選手は、すみやかに JBCF に対し問い合わせのうえ、返却方法の指示に従うこと。また、貸与物を紛失したチームまたは選手は、JBCF に対し係る弁償として実費を納めること。

#### 第32条（救護）

1. 選手は、レースの出走に際して、健康保険証を持参すること。
2. JBCF は、原則としてレース中における負傷の応急処置または救急搬送のみ対応する。大会後および搬送後の治療、入院および各種手続き等については、選手またはチームの責任で行うこと。

## 6. ポイント・ランキング・表彰等

#### 第33条（レイティング）

JBCF ロードシリーズ対象レースのレイティングは、原則として以下の通りとし、大会実施要項にて決定される。

附則・別表1【JBCF 2023 ロードレース ポイント表】を参照のこと。

- (1) ロードレース：A、B、C
- (2) タイムトライアル、クリテリウム、ヒルクライム：A、B、C

#### 第34条（ポイント）

前条に対するポイントは、以下の通り付与する。

1. 個人ポイント
  - (1) 個人ポイントは、各レースのフィニッシュ着順により与える。

(2) 各順位におけるポイントは、次条のポイント表にしたがう。

## 2. チームポイント

(1) チームポイントは、エリートレースのチーム内上位5名の合計とする。

(2) JFT/JYT/JMTのカテゴリーにおいては、前項に加えて、チーム内上位2名の個人ポイントをチームポイントに加算する。

## 第35条 (ポイント表)

附則・別表【JBCF 2023 ロードレース ポイント表】の通りとする。

なお、チーム移籍時のポイント（シーズン中に選手が移籍したとき）の取り扱いは、以下の通りとする。

1. 個人ポイント：対象選手が保持し、消滅しない。
2. チームポイント：移籍元チームに残る。

## 第36条 (ポイントの持ち越し)

当シーズン中に獲得したポイントは、翌シーズンには持ち越すことができない。

## 第37条 (カテゴリーの昇降格)

JBCFは、JETカテゴリーにおける振分けを以下の通り行う。

### 1. 加盟登録時

(1) E1：2022年度にJPT加盟登録選手でJPT2023未加盟登録選手（但し「JPT 2023 ライダーステイタス」を有しない場合）

JET2022におけるE1年間ランキング250位以内、およびE2年間ランキング50位以内の選手

(2) E2：JET2022におけるE2年間ランキング51～250位以内、E3年間ランキング50位以内およびE1年間ランキング251位以下の選手

(3) E3：前号以外の全選手および新規加盟登録者

### 2. 前項に限らず、加盟登録時に限りカテゴリーの自主降格をすることができる。但し、降格できるカテゴリーは1つ下位のカテゴリーまでとする。

(1) チーム代表者はJBCFに対し、加盟登録の期間中に、自主降格の選手名を申請すること。

(2) 以下の選手は、自主降格をすることはできない。

① 2022年E1入賞者（6位以内）

② 2022年E2入賞者（6位以内）

### 3. JBCFは、国内外レースにおいて優秀な成績を残した選手または実力的に相応しいと考えられる選手からの申請があった場合、JBCFは当該選手の出場するカテゴリーを決定することができる。

### 4. JBCFは、2022年度の全レース終了後に2023年度のカテゴリー編成を行う。

### 第 38 条 (自動昇格)

各レースにおいて優秀な成績を収めた選手は、次レース以降、カテゴリーを自動昇格させる。但し翌日も連戦する場合は、その次のレースより適用となる。

#### 1. ロードレース

- (1) E2 のレースで 1～6 位の選手：E1 に昇格
- (2) E3 のレースで 1～10 位の選手：E2 に昇格

#### 2. ロードレース以外のレース

- (1) E2 のレースで 1～3 位の選手：E1 に昇格
- (2) E3 のレースで 1～3 位の選手：E2 に昇格

なお、カテゴリー内で組分けを行った場合はこの限りではなく、その場合は大会特別規則等で別途定める。

### 第 39 条 (自動降格)

下記期日において、下記降格対象要件に該当する者は、期日時点で所属するカテゴリーから一つ下位カテゴリーへの自動降格となる。なお、本条は、E1 および E2 にのみ適用となる。

- (1) 期日：2023 年 7 月末日時点
- (2) 降格対象：
  - E1 カテゴリーにおいては、獲得ポイントが 20 点に満たない者
  - E2 カテゴリーにおいては、獲得ポイントが 8 点に満たない者

### 第 40 条 (年間ランキング)

#### 1. 個人年間ランキング

- (1) JET エリートリーダー：JET における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (2) JET スプリントリーダー：JET クリテリウムレースにおける個人ポイントの年間累計で決定する。
- (3) JET クライムリーダー：JET ヒルクライムレースにおける個人ポイントの年間累計で決定する。
- (4) JFT フェミニンリーダー：JFT における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (5) JYT：JYT における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (6) JMT：JMT における個人ポイントの年間累計で決定する。
- (7) U19：JET (E1) における U19 対象選手 (17 歳、18 歳) の個人ポイントの年間累計で決定する。

#### 2. チーム年間総合ランキング

- (1) 2023 シーズンの対象レースにおけるチームポイントの年間累計で決定する。

#### 3. 前二項の各総合 1 位が同ポイントになったときは、以下の順で判断する。

- (1) 総合1位が同ポイントのときは、優勝回数の多い選手・チームを1位とする。
- (2) 更に優勝回数が同数の場合、当該ポイントに達した最後の選手・チームを1位とする。

#### 第41条（年間表彰）

各ツアーの終了後に表彰し副賞等を授与する。

#### 第42条（各レース表彰）

1. JET、JYT、JMTの各レースにおいて1位から6位の選手が表彰対象となる。  
但し、JFTにおいては1位から3位のみとする。
2. JETカテゴリーのレースにおいて、U19の選手を対象として、獲得ポイントに基づき表彰を行う。
3. 各レースにおける個人ポイントランキング1位の選手には、リーダージャージを授与する。
  - (1) JFT2023 個人総合1位：フェミニンリーダージャージ
  - (2) JET2023 個人総合1位：エリートリーダージャージ
  - (3) JET2023 (U19) 個人総合1位：U19リーダージャージ
  - (4) JET2023 クリテリウムレース総合1位：スプリントリーダージャージ
  - (5) JET2023 ヒルクライムレース総合1位：クライムリーダージャージ
  - (6) JYT2023 (U17) 個人総合1位：U17リーダージャージ
  - (7) JYT2023 (U15) 個人総合1位：U15リーダージャージ
  - (8) JMT2023 個人総合1位：マスターズリーダージャージ
4. 前項のジャージを授与された選手は、JBCF公式レース出走時に当該ジャージ着用の権利と義務を負う。但し、タイムトライアルおよびクリテリウムでワンピースタイプのジャージ着用を希望する選手は、出走サイン時に申告のうえ、チームジャージで出走することができる。

#### 第43条（リーダージャージの付与関連）

1. 前条のリーダージャージは、1名の選手に対して、1シーズン2枚のみの付与とする。但し、やむを得ない事由により追加が必要になったときは、JBCFの判断により追加で付与する。
2. リーダージャージにおけるチーム名等の表示は、表彰およびレース時にも可とする。表彰の際に掲示したい場合は、A4サイズ程度かつ貼付け可能な素材（布等）にて、表彰待機場所へ持ち込むこと。  
また、レース用ジャージへの貼付は、授与後各チームにて加工すること。  
上記に伴う費用の一切は、当該選手またはチーム負担とする。

## 7. その他

### 第44条（オープン参加）

本連盟のオープン参加については、下記の通り定める。

1. JCF 未登録の者および JBCF 未登録の者は、JCF、JBCF への臨時登録をそれぞれ行い、参加すること。なお、当該費用は大会実施要項またはウェブサイト等にて発表する。
2. 高体連および学連登録の選手が参加する場合は、原則前項と同様の扱いとする。各自の所属校における責任者等と協議の上、参加すること。
3. 参加可能カテゴリーは、原則自身が所属する JCF カテゴリーに紐づく。
4. JCF2023 年ロード強化指定選手（男女）やそれに準ずる選手、および JBCF が認めた相応の走力を持った選手が、JPT カテゴリーまたは E1、E2 および F カテゴリーに出場する場合。
5. JPT2023 所属の選手が、E1 カテゴリーへ出場する場合。但し参加可能人数の上限は、JPT 1 チームあたり最大 2 名までとし、同日程の大会において、同一選手が JPT と E1 の両方にエントリーすることはできない。
6. 加盟登録時に JMT および JYT のうち U17 カテゴリーに所属する選手が、当該カテゴリーが開催されない大会において、自身が属するカテゴリーの JET に出場すること。但し 2022 年度末に自身が属していたカテゴリーへの出走とし、保有していない選手は、E3 への出走とする。
7. 本規程または大会特別規則等で定めるオープン参加料ならびに JBCF 所定の金員を支払うこと。

### 第45条（アカウント管理）

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

### 第45条（個人情報）

1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
  - (1) 加盟登録選手の管理
  - (2) JBCF 公式レースに関する情報発信
  - (3) レースや加盟登録に関する連絡
  - (4) その他、事故や災害、感染症拡大予防のためなど緊急を要する時
2. 前項に加え、JBCF の個人情報取扱いポリシーに従って取り扱われる。

### 第46条（選手およびチームの肖像権について）

1. JBCF の大会やイベント等に参加する際、選手およびチームは、大会やイベント時における肖像を JBCF が宣伝等の目的で使用することにつき、無償で許諾する。

2. 選手およびチームは、選手契約の期間中であるか否かを問わず、自転車競技に関し、選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送、インターネット等にアップロードされること、および当該報道、放送、インターネット等に関する選手の肖像等につき何ら異議を申し立てない。

#### 第 47 条（誠実義務）

1. 選手は、JBCF の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにチームの諸規則を遵守し、チームとの間に締結した契約を誠実に履行する。

#### 第 48 条（ドーピング禁止）

1. 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
2. 選手は、ドーピング検査の対象として指名されたときは、これを拒否することはできない。
3. 選手およびチームは、ドーピングに関する最新情報を常に入手するよう努める。
4. JBCF の公式レースにおけるドーピング検査については、JCF の定めにしたがう。
5. JBCF 以外の公式レース（UCI レースまたは JCF レース）におけるドーピング検査で陽性反応が検出された選手は、UCI または JCF で定める出場停止期間中は JBCF の公式レースで出走することはできない。選手が JCF の競技者ライセンス申請時に 18 歳未満であるときは、JADA の公式 web サイトを各自確認のうえでドーピング検査実施に関する親権者の同意書を作成し、提出を求められた場合はすぐ対応できるよう準備すること。<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>

#### 第 49 条（禁止事項）

選手は、以下の各行為をおこなってはならない。

1. レースの結果に影響を与える不正行為に関与すること
2. 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触すること
3. 暴力団等の反社会的勢力と関わりを有すること
4. その他チームまたは JBCF にとって不利益となる行為を行うこと

#### 第 50 条（処分）

規程に違反したチームには、以下の処分が科される。

1. 2023 シーズン累積 1 回目の違反：注意
2. 2023 シーズン累積 2 回目の違反：警告
3. 2023 シーズン累積 3 回目の違反：次のレースの出走禁止

#### 第 51 条（免責）

1. JBCF は、本規程に関して、チーム、選手または第三者が損害を被ったときといえども、予見可能性の有無に拘らず、一切の責任を負わない。但し、JBCF に故意または重過失がある場合は、この限りではない。
2. 前項本文により JBCF が損害賠償責任を負うときは、チームが JBCF に対して支払った金額を上限とする。

附則

JBCF 2023 ロードレース ポイント表

本規程は、2023 年 1 月 1 日から実施する。

以 上